

上越市立大手町小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

はじめに

本校の「上越市立大手町小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号、以下「法」という。）第13条、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日公布、施行）の規定及び、「新潟県いじめ防止対策等に関する委員会」や「新潟県いじめ等に関する調査委員会」からの提言により、令和3年7月「新潟県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。

① 学校として

こうした事実を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関等と連携して、早期解決に力を注ぐ。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって、同軸で取り組んでいくことが大切である。

② 保護者として

保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、子どもが安心して生活できる家庭環境を整える。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める。

子どもがいじめを受けた場合は、適切に子どもをいじめから保護する。学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等につい

て自ら学び、子どもがいじめ等を行うことのないよう、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他必要な教育を行うよう努める。

③ 児童として

自分を大切にし、一人一人の違いを理解し、尊重するとともに、いじめは絶対許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対しないようにする。

各自の発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるように努める。

自分がいじめられた場合だけでなく、他のいじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他の関係者に相談するよう努める。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）に基づき、「いじめ類似行為（後述）」についても本方針におけるいじめ防止等の対策と認知及びその後の対応について、「いじめ」と同様に扱うものとする。

(2) いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されている。

いじめとは、児童等に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響[※]を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

(3) いじめの類似行為の定義

いじめの類似行為は、県条例第2条第2項で、次のように規定されている。

いじめの類似行為^{※1}とは、児童等に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性^{※2}の高いものをいう。

※1 具体的ないじめ類似行為の例

インターネットで悪口を書かれた児童がいたが、被害児童がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等。

※2 蓋然性とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

(4) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱

として、計画的かつ迅速に行う。

- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

(資料：いじめ防止プログラム等の年間計画)

- ③ 校内研修等において、「学校いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ④ 家庭と連携し、「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取組を推進する。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ・不登校対策委員会等」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター・学年主任・学級担任・養護教諭・学校訪問カウンセラー・(スクールカウンセラー)

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

◎情報発信及び基本方針の周知

- ア 学校だより、学年だより等による基本方針の周知
- イ PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝える意識啓発
- ウ 基本方針のHPへの掲載

○「インターネットを通じて行われるいじめ」の未然防止

- ア 保護者会等と連携し、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する研修会の企画・実施

○地域の活動によるいじめの未然防止

- ア 「子ども育成会」を通しての意識啓発
- イ 地区子ども会における人間関係作り活動の支援

(5) 関係機関等との連携

- 警察，市役所こども課，市教委，民生児童委員，子ども育成会等との連携
 - ア いじめに関する情報共有，児童や保護者に対する対応の相談
 - イ いじめに関する研修会，講演会等の講師依頼
- 中学校区幼保小中の連携の強化
 - ア いじめに関する情報交換
 - イ いじめに関する研修会，講演会等の共同実施
 - ウ 小中連携によるいじめ見逃しゼロスクール集会の共同実施

2 早期発見の在り方と取組～起こる前の手立てを最優先に～

(1) いじめの未然防止のための取組

- ◎「ふれあい」の充実（教育計画「ふれあい」の年間計画）
 - ア 学年・学級集団活動や異学年集団活動などの他者とのかかわりの中で，豊かな心情をはぐくむ
 - イ 周りのもの・こと・人とのかかわりをよりよいものとしていくために大切になる「共生的な態度」の育成
 - ウ 他者を対象として，体験を基に友達との関わりを振り返る言語活動の重視
- ◎人権教育，同和教育の充実（教育計画 人権教育，同和教育全体計画）
 - ア 同和教育を中核にした人権教育の推進
 - イ 人権教育強調週間の取組の充実
- ◎社会性の育成（異学年交流・お互いに認め合う集団づくり・授業・ふれあい活動・行事）
 - ア 年間を通じたなかよし班（縦割り班活動）の充実
 - イ 自己有用感や人間関係づくり能力を高める学校行事の充実
- 中1ギャップ解消の取組
 - ア 中学校説明会等による，中学校に対する不安の解消
 - イ 中学校の行事への参加，部活動体験交流会などを通しての良好な人間関係作り
- 日常的な職員間の連携・情報交換
 - ア 児童の変化や問題行動に対する日常的な情報交換
 - イ いじめの疑いに関する情報共有と見取りの連携

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎いじめ相談・通報窓口の設置
 - ア 学級担任，養護教諭を基本的な相談・通報窓口とする。
 - イ 児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備する。
- ◎定期的なアンケート等の実施

- ア 6月, 11月に生活アンケートの実施
- イ 各学期末に, 学校評価アンケートの実施
- ◎教育相談の充実(いじめ防止等のための年間計画)
 - ア 生活アンケートに基づき, 一人一人と教育相談の実施
 - イ 児童の表情や行動の変化を察知して, 随時, 教育相談の実施
- 日常の児童の観察
 - ア 体の擦り傷, あざ, 衣服の汚れなどの変化
 - イ 登校渋り, 食欲不振, 遅刻, 欠席など状況
 - ウ 自己否定的な言動, 感情の起伏の激しさなど, 表情や感情の変化
 - エ 友達との遊びの変化, 友達に対する言動の変化

3 いじめへの即時対応の取組～早期かつ即時対応&組織的対応～

- ◎市教委への報告
 - ア いじめに対する児童, 保護者, 教職員の訴えや報告があり次第, 市教育委員会に概要を報告し, 指導を仰ぐ。
 - イ いじめが認められた場合, 即時に市教育委員会に報告し, 指導を受けながら即時対応を行う。また, 状況や経過を事故報告書等にまとめ, 随時, 報告する。
- ◎組織を活用した状況調査
 - ア 即時に, いじめ・不登校対策委員会を開催し, いじめの情報の迅速な共有, 関係のある児童への事実関係の聴取を行う。
 - イ 状況調査に基づき, 指導や支援の体制・対応方針を決定し実施する。
- いじめられている児童の保護
 - ア いじめられた児童, いじめを報告した児童心身の安全を確保する。
 - イ いじめられた児童, いじめを報告した児童に対し, 徹底して教職員は心身の安全を守ることを伝え, 不安を除去する。
 - ウ いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し, いじめられた児童に寄り添い, 支える体制を作る。
 - エ 家庭と協力しながら, いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど, 自尊感情を高めるように留意する。
- いじめをしている児童への指導
 - ア いじめは, 人格を傷付け, 生命, 身体, 又は財産を脅かす行為であることを理解させ, 自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 必要に応じて, いじめた児童を, 別室で指導したり, 出席停止制度を活用したりして, いじめられた児童を守りながら指導を行う。
 - ウ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合, 及び, いじめられている児童の生命, 身体, 財産に甚大な被害が生じるような場合は, 所轄の警察署等とも連携して対応する。

○いじめられている児童の保護者への対応

- ア いじめに関する事実関係等の必要な情報を適切に提供する。
- イ いじめられた児童に対し、徹底して教職員は心身の安全を守ることを伝え、いじめられた児童の保護者の不安を除去する。
- ウ いじめられた児童、いじめた児童の対応、学級や学校の対応などについて話し合う場等を設定し、保護者との信頼関係を築く。

○いじめをしている児童の保護者への対応

- ア いじめに関する事実関係等の情報を適切に伝える。
- イ いじめた児童に対する措置、指導内容、家庭との協力内容等を伝え、家庭と連携して指導に当たれるようにする。
- ウ いじめられた児童といじめた児童の認識が異なる場合が多い。証人、物証等を明確にした事実に基づいた報告や指導を行うことに努める。

○その他の児童に対する対応

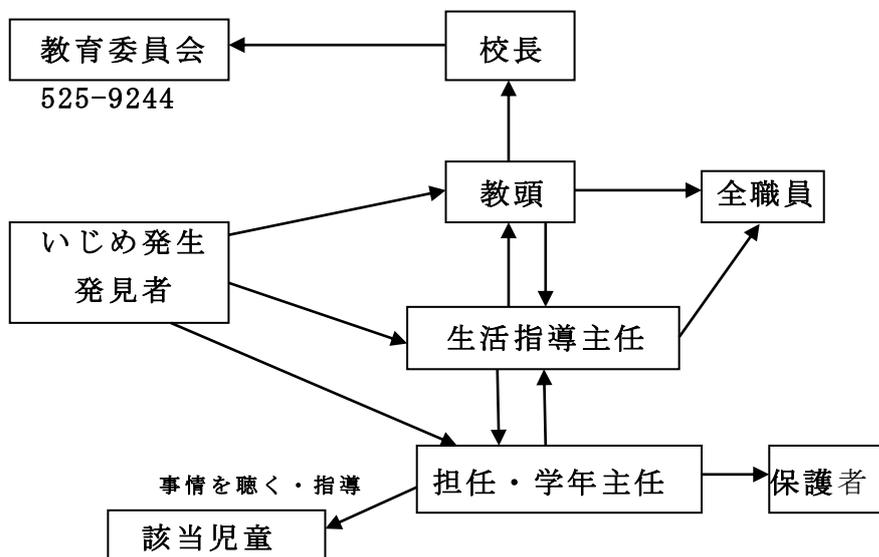
- ア いじめに関する事実関係等を必要に応じて伝えるとともに、いじめられた児童を温かく学級に受け入れることができるよう指導する。
- イ いじめられた児童が不利益になる情報や不確かな情報を口外しないように指導する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
 - ・いじめにより転学を余儀なくされた場合
- イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合なども含む)

(2) 重大事態発生時の対応



◎市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。(いじめ・不登校対策委員会の始動)

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。